

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例の紛争調整の手続を定める
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（平成29年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）第6章の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(相談の申出)

第3条 町長は、条例第44条の相談の申出があったときは、相談申出調書（様式第1）を作成する。

(紛争調整の申出)

第4条 条例第45条第1項の申出をしようとする者は、紛争調整申出書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 条例第45条第2項の申出をしようとする者は、紛争調整申出書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、条例第45条第2項の規定によりあっせんを行うときは、紛争調整開始通知書（様式第3）により当事者双方に通知するものとする。

(資料の提出)

第5条 町長は、紛争の解決に必要ながあると認めるときは、当事者双方から資料の提出を求めることができる。

(紛争調整の申出の却下)

第6条 町長は、第4条第2項の規定による紛争調整申出書の提出があった場合において、紛争調整のあっせんをすることが適当でないとき認めるときは、紛争調整のあっせんをしない。

2 前項の規定により紛争調整のあっせんをしないときは、紛争調整却下通知書（様式第4）により通知する。

(紛争調整の申出の期間)

第7条 条例第45条第3項に規定する申出の期間は、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第7条第1項の事業計画概要書又は安全対策計画書の内容 事業者が町長へ提出した日から事業協定の締結の日まで
- (2) 特定開発等事業又は特定土地利用等事業の工事の内容 事業協定に定める工事着手予定年月日から工事完了予定年月日まで
- (3) 事業届出書の内容 事業者が町長へ提出した日から工事完了予定年月日まで
- (4) 小規模開発等事業の工事の内容 事業届出書に定める工事着手予定年月日から工事完了予定年月日まで

(紛争調整の標準処理期間及び期日)

第8条 条例第45条第8項の標準処理期間は、第4条の紛争調整申出書の提出の日から60日とする。

2 条例第45条第8項のあっせんを行う期日は、前項の標準処理期間内に2回以上設定しなければならない。

(あっせんの終結)

第9条 町長は、条例第46条第1項のあっせんの終結をするときは、当事者の双方に紛争調整合意届(様式第5)を提出させ、又は当事者の双方に紛争調整取下届(様式第6)を提出させるものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条 町長は、条例第46条第2項のあっせんの打ち切りをするときは、紛争調整あっせん打切書(様式第7)により当事者の双方に通知する。

(工事の着手の延期又は停止の勧告手続)

第11条 町長は、条例第47条の規定による工事の着手の延期又は停止について、工事着手延期・停止勧告書(様式第8)により行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定により行う手続に係る開発等事業については、この規則

の施行前においても、この規則の規定に基づく手続を行うことができる。